

「知的財産推進計画2019」等の政府計画(著作権関係抜粋)

「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部)や「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部)

2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

(2) 当面の施策の重点

① 創造性の涵養・尖った人材の活躍

(現状と課題)

上述のとおり、尖った人材の才能の開花には、学校教育以外の場所の充実が求められる一方、そうした突き抜けた人材を受け入れる環境としては、自らも何かがある程度尖っていることで、そうした人材にも理解がある豊かな創造性を備えた人達を育てる教育現場の役割が重要になる。

2017、2018年の学習指導要領の改訂を踏まえて、小・中・高等学校においては創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとされた。こうした中、2017年に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をする」ことの楽しさを体験し、「創造されたものを尊重する」ことの大事さを実感しながら、これらのことができるようにする知財創造教育を全国で推進している。また、先端技術の活用推進に関する検討を踏まえ、「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けたICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用方策の具体化や、「未来の教室」プロジェクトにおいて、Edtechによる「学びの個別最適化」の実現、文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組みを推進している。

知財創造教育、「未来の教室」プロジェクト、異能vation等の取組を通じて、豊かな創造性を備える人材が増えることで、社会における尖った才能を持つ人材に対する理解が進み、そうした人材が受け入れられ活躍できるチャンスが拡大することが期待される。

尖った才能を持つ人材の潜在力を解放し、才能を開花させる場については、学校の課外活動や学校外の新たな学びの場では既に様々な取組が行われている(異才発掘プロジェクトRocket等)が、それらを増やすとともに、当該情報について集約・提供する仕組みがないため、必要とする人がアクセスしやすくすることに課題がある。

(施策の方向性)

- ・知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、よ

り秀逸な教材等が提供されることを促進する。(短期, 中期) (内閣府, 経済産業省, 文部科学省)

- ・2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ, 著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など, 効果的な普及啓発を実施する。(短期, 中期) (文部科学省)

⑤ 模倣品・海賊版対策の強化

(現状と課題)

デジタル・ネットワーク時代において, 我が国のマンガ・アニメ・映画等のコンテンツの著作権等に対する侵害行為が, ますます悪質かつ巧妙になっている。こうした侵害行為によって創作者等への収益の還元が十分にされなくなれば, 世界的に見ても尖った能力を有する創作者等の事業が成り立たなくなったり, 後継者が育たなくなったりすることも懸念される。特に, 最近では, 海外のいわゆる防弾サーバを利用するなど, 匿名による海賊版サイトの運営を可能とするサービスの登場, 高速・大容量のデータ転送を可能とするインフラ・技術の進展等を背景として, 侵害者の特定が困難であり, 侵害コンテンツの削除要請に応じない大規模な海賊版サイトによる被害が急激に拡大した。このような被害の拡大を食い止めるため, 2018年4月, 犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部において緊急対策を決定したが, その前後において, 問題となっていた大規模サイトが閉鎖する等の状況の変化がみられた。

その後, この緊急対策決定の際にあわせて決定された「今後の進め方」に基づき, 同年6月, 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設置され, 同年10月までの間, インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて集中的な議論を行った。

その結果, 多様な視点から, 直ちに取り掛かることが必要な内容について共通の認識が得られたことを踏まえ, 関係省庁や関係者と広く連携しながら, インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューを段階的・総合的に実施していく必要がある。

また, クラウド関連技術等を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みが海賊版対策としても効果的と考えられることを踏まえ, その構築を促進することが必要である。

これらの取り組みの状況も踏まえ, 本年度においても, 引き続き厳正な取締りを実施していくとともに, 模倣品・海賊版対策の進め方について, 民間の取組を支援しつつ, 政府一体となって検討を強化していく必要がある。

(施策の方向性)

- ・インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため, 効果的な著作権教育の実施, 正規版の流通促進, 国際連携・国際執行の強化, 検索サイト対策, 海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策, その他実効性がある制度の検討等, 関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際, 取組についての工程表を作成し, 進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期, 中期)

(内閣府, 警察庁, 総務省, 法務省, 文部科学省, 経済産業省)

- ・模倣品・海賊版を購入しないことはもとより, 特に, 侵害コンテンツについては, 視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから, 侵害コンテンツを含む模

倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期, 中期)

(警察庁, 消費者庁, 財務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省)

- ・2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期, 中期)(文部科学省)【再掲】

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

(2) 当面の施策の重点

③ データ・AI等の適切な利活用促進に向けた制度・ルール作り

(現状と課題)

データが産業競争力の源泉となる中、データの利活用を進めつつ、データに関連する競争環境を確保することがますます重要になってきている。こうした観点から、「知的財産推進計画 2017」を踏まえて不正競争防止法が改正され、ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータ(「限定提供データ」)を不正に取得・使用・提供する行為を新たに「不正競争行為」に位置付け、民事上の救済措置が設けられた(2018年不正競争防止法改正。全面施行は2019年7月予定。)。一方、AIをより進化させるためには大量の学習用データの読み込みが必要であることにも配慮して、そのような学習用データの収集・蓄積等については、直接的に著作物に表現された思想又は感情を享受するものではない場合、個別の著作権を制限し、自由な利用を可能とする措置が講じられた(2018年著作権法改正)。また、データ・AIの利活用促進に向け、産業分野でのAI・データ契約ガイドラインや農業分野でのデータ契約ガイドラインの整備が行われてきており、他の分野でも、データ利活用促進のためガイドライン等が望まれている。さらに、IoT等の普及によってデータの量が急増しているが、有効な利活用のための標準やフォーマットの整備もますます重要になってきている。加えて、データやAIの利活用の場面において、オープンソースソフトウェア(OSS)を用いたソフトウェアが極めて一般的になっている。

海外では、各国が戦略的にデータ管理に関するルール整備に取り組んでいる。EUは、GDPR(一般データ保護規則)を制定し、原則として個人データを域外に移転することを禁止する一方で、十分な個人データ保護施策が講じられているとしてEUが充分性を認めた国に対しては個人データの移転を認めている。なお、日本は2019年1月にEUから充分性の認定を受けている。米国は、自由なデータの流通を前提としつつも、FISMA(連邦情報セキュリティマネジメント法)を施行し、防衛産業を中心としたサプライチェーン全体へのセキュリティ対策の要請等を行っている。中国は、サイバーセキュリティ法を施行し、「重要インフラ」の運営者に対し、個人情報の国内保存義務及び国外移転規制を課すなど、データのローカライゼーションの動きを見せている。

AIに関しては、上述のとおり、そこでの学習用データの活用における自由度が高められたが、創作物については、2017年に知的財産戦略本部に報告された「新たな情報財検討委員会報告書」では、1) 利用者に創作的寄与等が認められれば「AIを道具として利用した創作」と整理でき、当該AI生成物には著作物性が認められ、2) 利用者が(創作的寄与が認められないような)簡単な指示を入力した結果出力された生成物はAIが自律的に

生成した「AI 創作物」であると整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない、と整理している。今後の利活用の状況を見ながら、要すればルール整備等について検討していく。

また、特許制度においては、特許の対象となる発明について「人が創作」したものであることを求めているが、実際にどのようにその発明に至ったかについて明らかにすることは求めている¹。AI のみで行った部分と人が関与した部分を明確化するための仕組みが必要となるかは今後の論点となり得る。

(施策の方向性)

- ・ 2018 年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期) (文部科学省)
- ・ 研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期, 中期) (文部科学省)

4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る

(2) 当面の施策の重点

② クリエイション・エコシステムの構築

(現状と課題)

コンテンツの国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。

コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドを睨んだ多様な商品・サービス展開など大きな可能性を有している。我が国において、質の高いコンテンツが持続的に産み出され続けるためには、コンテンツの利用に応じ、クリエイターが適切な評価や収益を得られ、それを基に新たな創作活動を行うことで、全体としてのコンテンツ市場拡大へとつながるようなクリエイション・エコシステムの構築が必要である。

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。

5G, IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコン

¹ AI を活用した創作については、人がAIを創作のための道具として利用した場合であれば、現行制度上で保護され得る。また、AIによる自律的な創作が行われた場合については、現行の特許法は、発明者が自然人であることが前提であることから、その創作物は保護の対象とならない。技術の発展にも考慮しながら、引き続き検討する必要がある。(平成28年度の「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方」報告書)

コンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツ流通プラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的な流通・配信プラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に必要な外国語のメタデータの整備など、プラットフォームを積極的に活用できる環境を官民が連携して整備していくことが必要である。

また、ユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者となり得る UGC (User Generated Content) の流通環境がインターネット上において整備されつつあることを踏まえ、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用し、原コンテンツの創作者等と n 次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等について、官民において更なる検討を進めるなど、新たなコンテンツ利用システムを構築し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されている e-スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全な発展のため適切な環境整備に必要な応じて取り組むとともに、産学官やコミュニティが連携した取組を通じコンテンツだけでなく周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、社会的意義・波及効果について検討を行うことが必要である。

(施策の方向性)

- ・コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン等の技術を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築の検討を行う。(短期，中期)(文部科学省，経済産業省)
- ・同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期，中期)(総務省，文部科学省)
- ・クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期，中期)

(文部科学省，内閣府，総務省，経済産業省)

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
① 創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの検討等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。 (短期、中期)	内閣府※知財事務局	関係省庁や関係団体、地域コンソーシアム等を通じて、知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの検討等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。 (短期、中期)	文部科学省	2018年度の検証事業の結果を踏まえ、様々な著作権教育教材の所在情報をまとめたサイト等や映像で学べる教材の作成等による効果的な普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
⑤模倣品・海賊版対策						
40	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府※知財事務局	インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など総合的な対策を講じる。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。			
		警察庁				
		総務省				
		法務省				
		文部科学省				
		経済産業省				
41	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。	引き続き取組を実施。		
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。			
		経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
再掲	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	10に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
58	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)	文部科学省	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
59	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を実施。			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
①各主体による価値のデザインを醸成						
86	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	音楽分野において、昨年度構築したデータベースに、インディーズ等を含む権利情報を集約化させるとともに、当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施する。			左記のデータベースの実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施するとともに、左記のブロックチェーンの実証結果を踏まえ、コンテンツに関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を実施。
		経済産業省	ブロックチェーン技術を活用したコンテンツの流通に関するシステムについて、開発・実証支援を実施。			
87	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを実施。			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省				
88	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	関係省庁で検討を進め、結論を得て、必要な措置を講じる。			左記を踏まえ、更に必要となる措置を講じる。
		内閣府※知財事務局				
		総務省				
		経済産業省				

工程表「知的財産推進計画2018」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(2) 挑戦・創造活動を促す						
③コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立						
39	コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	経済産業省 文部科学省	2019重点事項 工程表86に記載			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(2) 挑戦・創造活動を促す						
④ 模倣品・海賊版対策						
40	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロックに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。(短期・中期)	内閣府 警察庁 総務省 財務省 文部科学省 経済産業省 関係府省	インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討。(インターネット上の海賊版については、「2019重点事項 工程表40」に記載)	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
41	リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期)	文部科学省	2019重点事項 工程表40に記載			
43	知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。(短期・中期)	文部科学省	2019重点項目 工程表10に記載			
44	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)	警察庁 消費者庁 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	2019重点事項 工程表41に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
重点事項(3)新たな分野の仕組みをデザインする						
③データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化						
63	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)	文部科学省	2019重点事項 工程表58に記載			
④デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築						
64	権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
65	著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	具体的な利用円滑化に関するニーズに応じて、権利制限の見直しなどの選択肢とともに必要に応じて検討を行う。			
66	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。(短期、中期)(文部科学省、経済産業省)	文部科学省	2019重点事項 工程表86に記載			
		経済産業省	コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用を促進するため、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

67	クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表88に記載	
		経済産業省		
68	ICT活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	2018年著作権法改正を受けて設立された、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」におけるライセンスの在り方等についての検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
69	教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	2018年著作権法改正を受けて設立された、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」における検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

(附表) 工程表「知的財産推進計画2017」からの継続項目

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 知財システム基盤の整備							
22	通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化	今後の自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)などの二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)やTPP協定などの高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期)	外務省	今後のFTA/EPAや投資協定などの二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、ACTAやTPPなどの規定を基礎とした高い水準の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛ける。 我が国が既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組を実施。		
			財務省				
			経済産業省				
			文部科学省				
			農林水産省				
			総務省				
法務省							

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進							
79	教材等の充実	産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。(短期・中期)	内閣府	産業財産権、営業秘密、著作権、標準化、植物新品种、GI(地理的表示)等を含めた知的教育テキスト等を作成し、教育現場への頒布・活用を促す民間の取組を奨励し発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省					
		知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。(短期・中期)	文部科学省	2019重点事項 工程表10に記載			
		知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)	文部科学省	開発された知財教育に係る教材について、教員等を対象とした研修などで周知。	引き続き、左記の取組を実施。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
II. 新しい挑戦・創造を促す							
1. コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立							
99	正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)	文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。 「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへの参加。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ実施。		
			総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	引き続き、左記の取組を実施。		
			外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
			農林水産省	侵害発生国における模倣品対策を強化するため、海外現地調査等により発見した模倣品等について都道府県等関係団体に対し情報提供・相談対応を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
		財務省	途上国・新興国税関に対し、知財侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施に当たっては、国際機関(世界税関機構等)や産業界との積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
		経済産業省	産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象とした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。また、侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設ける。さらに、侵害発生国における模倣品の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
		文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。 また、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
		法務省	模倣品・海賊版に対しては、刑事罰に加え、侵害差止等の知的財産特有の裁判制度が重要であるところ、JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を通じて、ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。 また、日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度充実に向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、ミャンマーにおける知財裁判制度の構築及び人材育成のために継続的に支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			

<p>海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>世界的所有権機関(WIPO)と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作権隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。また、侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
<p>ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>ASEAN域内の侵害発生国政府と連携し、著作権に係る教材の共同開発や、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、当該国・地域の著作権法担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修等を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
<p>海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
	<p>文部科学省</p>	<p>侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	<p>外務省</p>	<p>在外公館を通じた知財制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及・啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。</p>	<p>左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。</p>

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

I. Society 5.0の実現

1. デジタル市場のルール整備

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) データ流通の促進

①データ流通における基本的考え方の確立

ウ) データ連携・流通による新たな事業創出

（コンテンツの円滑な流通）

- ・ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツの流通について本年度実証を行いその結果を踏まえて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配のあり方の検討を行い、来年度中に取りまとめる。また、放送コンテンツのインターネット同時配信等の普及・展開を推進するため、音楽分野における権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した権利処理の円滑化・効率化のための仕組みを令和3年度までに整備する。

8. Society5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

③知的財産・標準化戦略

- ・インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。

令和元年度革新的事業活動に関する実行計画

I. Society 5.0 の実現

1. デジタル市場のルール整備

ii) データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>オープンデータの普及・促進</p> <p>官民ラウンドテーブルの開催(健康・医療・介護・子育て、教育分野) 各府省庁による官民ラウンドテーブルの開催</p> <p>地方公共団体の取組を促す研修の実施や推奨データセットの拡大</p> <p>オープンデータの一元的な提供に向けたDATA.GO.JPとe-Govの統合に向けた検討</p> <p>官民ラウンドテーブルのフォローアップや他の分野等の官民ラウンドテーブルの開催</p> <p>統合の実現</p>				<p>【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、国家公安委員会委員長)、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、防衛大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)、総務大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする
<p>コンテンツの円滑な流通促進</p> <p>ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツ流通に関する実証</p> <p>権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備</p> <p>ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す</p> <p>新ビジネスの創出や権利処理等に関する検討</p> <p>左記検討を踏まえた必要な措置</p>					

8. Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

i) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理委体制整備支援</p> <p>海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施</p>				【経済産業大臣】	
<p>インターネット上の海賊版に対する総合対策</p> <p>インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。</p>				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
<p>デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築</p> <p>著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる</p> <p>権利情報を集約したプラットフォームの構築に向けた実証事業を実施</p> <p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>				【文部科学大臣】	
<p>不正競争防止法の改正内容に関する周知・徹底</p> <p>平成30年における不正競争防止法改正内容や、改正に伴い、法の適切な運用環境を整備するために策定した「限定提供データに関する指針」に関する普及・啓発などの必要な措置を実施</p>				【経済産業大臣】	

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現

③ 文化芸術立国の実現

文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開，文化産業の経済規模の拡大，民間資金・先端技術の活用を推進する。日本博をはじめとする文化プログラムを全国展開し，我が国の誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進するとともに，海賊版対策を総合的に推進する。文化庁・宮内庁の文化資産の公開促進やアート市場の活性化など，文化施設を拠点とした文化資源の好循環創出に民間や地方と連携して取り組む。子供や障害者等の文化芸術活動の推進，文化財を防衛する観点での適正周期の修理や防災対策，文化財活用モデル構築や日本遺産認定等により，地域活性化を進める。京都移転に向け文化庁の機能強化を着実に進める。クールジャパン戦略を推進する。国立公文書館の新たな施設建設や機能充実を進める。

規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～

（令和元年 6 月 6 日規制改革推進会議）

II 各分野における規制改革の推進

5. 投資等分野

(5) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

イ 電波制度改革

電波制度改革に関する検討状況について，総務省からヒアリングを行い，平成 31 年通常国会に電波利用料体系の見直しや電気通信業務用周波数の経済的価値を踏まえた割当てなどを含む電波法改正案が提出され，成立したところ。引き続き改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応について注視していくこととした。

放送事業者の経営ガバナンスの確保について，現状把握を行い情報提供が行われていることを確認した。平成 30 年 6 月の規制改革実施計画の中で，放送事業者において，企業価値向上や収益力向上の観点から，より一層，経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう，総務省において現状把握を行い，情報提供など必要な方策を検討するとされているところ，今後とも取組状況を注視していく。

同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について，関係者の意向を十分に踏まえつつ，運用面の改善を着実に進めるとともに，制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため，年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(4) 放送を巡る規制改革 (グローバル展開, コンテンツの有効活用)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	コンテンツの流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について, 以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため, 放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築, 当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに, 権利情報の集中管理, 包括的な権利処理, 収益の分配の全体が整合のとれた改革について, 総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を, 関係府省の協力を得て整理するとともに, 文化庁がその検討状況を踏まえつつ, 総務省, 経済産業省の協力を得ながら, 著作権制度について必要な検討を行い, 制度整備を行う。運用を含めその他の課題については, 関係府省が必要な取組を行う。その際, ブロックチェーン技術, AI 技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため, 総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ, 放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し, 所要の課題解決を行う。その際, 例えば, 拡大集中許諾制度など, 放送に関わる著作権制度の在り方について, 著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から, 新たな技術の進展なども踏まえ, 必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成 30 年度中に検討開始, 平成 31 年度結論・措置</p> <p>b:平成 30 年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。</p> <p>著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成 31 年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b:総務省 文部科学省</p>